

令和2年度 昭島市立拝島第二小学校 学校いじめ防止基本方針

平成28年11月26日 一部改訂

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

いじめ防止対策推進法の施行を受け、第13条の規定にもあるように、学校いじめ防止基本方針を策定することが義務付けられており、本校の児童一人一人が安心した学校生活を送ることができるよう、学校いじめ防止基本方針を策定した。

1 いじめとは

「いじめとは」、本校の児童に対し、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であり、これらの行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめ問題に対する本校の基本方針

「いじめは、どの学級、どの児童にも起こり得る」という基本認識に基づき、平素から教師による意識的な見守りを行うとともに、児童からの情報を的確に把握することに努める。また、いじめの未然防止の推進に加え、いじめの疑い事例に対して迅速に対応する必要があることから、家庭・地域及び教育委員会等の関係諸機関と連携し、未然防止・早期発見・早期対応の取組を徹底する。

3 本校の取組（未然防止・早期発見・早期対応・重大事態への対処）

（1）未然防止

○開発的・予防的指導の充実

教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育、特別活動等の体験活動を充実させることを通して、自己と他者との関わりの中で児童同士の望ましい人間関係の育成を図る指導を計画的に行うこと、いじめに対する開発的・予防的指導を充実させる。

また、年間3回の「ふれあい（いじめ防止強化）月間」の取組において、挨拶運動等の子供の社会性を育む活動を各学級で推進し、学校全体として児童の社会性を育む。

○家庭・地域との連携

「いじめはどの学校にも、どの学級にも、どの子供にも起こり得る」という基本的認識を学校・家庭・地域で再確認するとともに、「いじめは人間として絶対に許されない行為である」という姿勢を明確にする。具体的には、学校便りや保護者会、道徳授業地区公開講座等においていじめ防止に関する啓発を行い、家庭・地域の協力を得ながら一体となって未然防止に取り組む。

○ネット上のいじめの防止

ネット上のいじめに対しては、特別活動やセーフティ教室、保護者会等あらゆる機会で児童・保護者への啓発を図る。

○いじめ問題に関する校内研修

職員会議や校内研修会において、いじめの未然防止・早期発見・早期対応・重大事態への対処等について教職員間で共通理解を図るとともに実践力を高める。

(2) 早期発見

○いじめ早期発見のための調査の実施

◇児童対象のアンケート調査＜ふれあい（いじめ防止強化）月間の調査に合わせて＞

ふれあい（いじめ防止強化）月間を念頭に6月・11月・2月に全児童向けに実施したアンケート調査をいじめ対策委員会・学校サポートチームで分析し、学校としての対応や取組を協議する。また、実施済みのアンケートを3年間保存する。

◇担任対象の月例いじめ実態調査＜毎月1回＞

○児童が相談しやすい雰囲気の醸成

児童、保護者がいじめに関する相談を行うことができる体制を整え、その周知を行う。保健室やスクールカウンセラー、巡回相談員による相談室の利用、電話相談窓口の周知にも努める。

○実態の把握

「ふれあい（いじめ防止強化）月間」に合わせてアンケート調査を実施し、「少しでもいじめの疑いがあると思われる場合」について、生活指導部を中心に迅速に情報収集と実態把握を行い、家庭や関係諸機関とも連携する等、早期発見に努める。また学級担任を対象とする月例いじめ実態調査の結果を全教職員で共通理解し、「いじめの疑い」の段階からの組織的な対応を進める。

○いじめの早期発見・早期対応のための校内体制

校務分掌へ位置付けられた「いじめ対策委員会・学校サポートチーム」において、定期的に児童情報を共有し、組織的な対応を図る。また、隔週1回の生活指導連絡会において、疑い事案も含めたいじめ対応に関わる共通理解を行い、組織的な対応の礎とする。さらに、スクールカウンセラーによる相談活動の充実や、学校評価において自校の取組について評価し改善を行う。

(3) 早期対応

○「いじめ対策委員会・学校サポートチーム」の校務分掌への位置付け

校務分掌に「いじめ対策委員会・学校サポートチーム」を位置付ける。

○いじめが発生した場合の対応（※「組織的ないじめ対応の流れ」と連動させる）

- ①「いじめ対策委員会・学校サポートチーム」に情報を集め、校長が対応を判断する。
- ②被害児童、加害児童、周囲の児童への指導・支援体制を組む。
- ③昭島市教育委員会、関係諸機関との連携を進める。
- ④保護者・地域と連携して早期解決に向け協力を依頼する。

(4) 重大事態へ対処

○重大事態の発生を昭島市教育委員会に速やかに報告し、昭島市教育委員会の指導・支援の下、一体となって対応に当たる。

○昭島市教育委員会の指導・支援の下、いじめ対策委員会・学校サポートチームにより、事実関係を明確にするための調査や該当児童、保護者への対応等に当たる。